

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案参照条文

目次

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	1
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）	1
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	2
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	2
民法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）	3
商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	3
法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）	4
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	4
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）	6
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	7
特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）（抄）	8

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2～10 （略）

11 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

（営業の免許）

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2～5 （略）

（外国銀行支店の免許等）

第四十七条 （略）

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、当該免許に係る支店又は代理店を銀行とみなし、当該銀行とみなされた支店又は代理店（以下「外国銀行支店」という。）の代表者を当該外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第五条、第六条、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第七条の二、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項及び第五項、第三十条第一項及び第二項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条（分割に係る部分に限る。）、第三十七条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第二号（分割に係る部分に限る。）、及び第三号、第四十三条、第四十四条、第七章の二、第五十三条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号、第二項並びに第三項、第五十五条第二項並びに第五十六条第六号及び第七号の規定を除く。

3 （略）

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

（営業の免許）

第四条 預金の受入れに代え債券を発行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務として営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2・3 （略）

（長期信用銀行持株会社の範囲等）

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会

社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

二 証券専門会社

三 保険会社

四 銀行業を営む外国の会社

五 証券業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

六 保険業を営む外国の会社（第四号に掲げる会社に該当するものを除く。）

七 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務（当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）

八 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の株式等を、長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの以外の子会社が、合算して、次条において準用する銀行法第五十二条の八第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）

九 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2）6（略）

信用金庫法（昭和二十六年法律二百三十八号）（抄）

（事業免許）

第四条 金庫の事業は、内閣総理大臣の免許を受けなければ行うことができない。

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条（略）

2）13（略）

14 この法律において「証券取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて有価証券市場を開設する証券会員制法人又は株式会社をいう。

第二十八条 証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第四十四条 法人ハ理事其他ノ代理人力其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

2 法人ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帯シテ其賠償ノ責ニ任ス

第五十条 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第六十一条（略）

2 総社員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ為シタルトキハ理事ハ臨時總會ヲ招集スルコトヲ要ス但此定數ハ定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第六十二条 總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ其會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ為スコトヲ要ス

第六十四条 總會ニ於テハ第六十二条ノ規定ニ依リテ予メ通知ヲ為シタル事項ニ付テノ議決ヲ為スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第六十五条 各社員ノ表決權ハ平等ナルモノトス

2 總會ニ出席セサル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ為シ又ハ代理人ヲ出タスコトヲ得

3 前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

第六十六条 社団法人ト或社員トノ關係ニ付キ議決ヲ為ス場合ニ於テハ其社員ハ表決權ヲ有セス

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二百十條 会社ガ自己ノ株式ヲ買受クルニハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外定時總會ノ決議アルコトヲ要ス

2 前項ノ決議ハ左ニ掲グル事項ニ付之ヲ為スコトヲ要ス

- 一 決議後最初ノ決算期ニ閉スル定時總會ノ終結ノ時迄ニ買受クベキ株式ノ種類、總數及取得価額ノ總額
- 二 特定ノ者ヨリ買受クルトキハ其ノ者

3・4（略）

5 第二項第二号ニ定ムルトキハ第一項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百四條ノ三ノ二第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

6 第一項ノ決議ヲ為ス場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス第二項第二号ニ掲グル事項ニ關スル議案ノ要領ヲ記載スルトキハ次項ノ規定ニ依ル請求アリ得ベキコトヲモ記載スルコトヲ要ス

7 株主ハ第二項第二号ニ掲グル事項ニ關スル議案ノ要領ガ記載サレタル前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ取締役ニ對シ会日ヨリ五日
前ニ書面ヲ以テ其ノ事項ニ係ル議案ヲ売主ニ自己ヲモ加ヘタルモノト為スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百

五十六条ノ三第六項ノ規定ヲ準用ス

8 (略)

第三百九条 社債管理会社ハ社債権者ノ為ニ弁済ヲ受ケ又ハ債権ノ実現ヲ保全スルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス權限ヲ有ス

2 社債管理会社ガ弁済ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

3 前項ノ場合ニ於テ社債権者ハ債券ト引換ニ償還額ノ、利札ト引換ニ利息ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第三百十条 社債管理会社ニ以上アルトキハ其ノ權限ニ属スル行為ハ共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百十一条 社債管理会社ニ以上アルトキハ社債権者ニ対シ連帶シテ弁済額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

第三百四十三条 前条第一項ノ決議ハ総株主ノ議決權ノ過半数ヲ有スル株主出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十八 (略)

十九 欠損金額 各事業年度又は各計算期間の所得の金額の計算上当該事業年度又は当該計算期間の損金の額が当該事業年度又は当該計算期間の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

二〇一三十 (略)

三十一 確定申告書 第七十四条第一項（確定申告）（第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十一の二〇三十九 (略)

四十 青色申告書 第二百一十一条（青色申告）（第四百四十六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により青色の申告書によつて提出する第三十号から第三十七号までに掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書をいう。

告書をいう。

四十一・四十二 (略)

四十三 更正 国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。

四十四〇四十八 (略)

(事業年度の意義)

第十三条 この法律において「事業年度」とは、営業年度その他これに準ずる期間(以下この章において「営業年度等」という。)で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄付行為、規則若しくは規約(以下この章において「定款等」という。)に定めるものをいい、法令又は定款等に営業年度等の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た営業年度等又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した営業年度等若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年をこえる場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間)をいう。

2 法令及び定款等に営業年度等の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる日以後二月以内に、営業年度等を定めてこれを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一 内国法人 設立の日(内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を開始した日)

二 外国法人 第四百一条第一号から第三号まで(外国法人に係る法人税の課税標準)に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日又は当該外国法人に該当しないで第三百三十八条第二号(人的役務の提供事業に係る対価)に規定する事業を国内において開始し、若しくは第四百四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第三百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日(外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、第四百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日)

3 前項の規定による届出をすべき法人(人格のない社団等を除く。)がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長は、その営業年度等を指定し、当該法人に対し、書面によりその旨を通知する。

4 第二項の規定による届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その人格のない社団等の営業年度等は、その年の一月一日(同項第一号に掲げる収益事業を開始した日又は同項第二号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日の属する年については、これらの日)から十二月三十一日までの期間とする。

(みなし事業年度)

第十四条 次の各号に規定する法人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一 内国法人である普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において解散(合併による解散を除く。)をした場合 その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間

二 法人が事業年度の中途において合併により解散した場合 その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間

三 法人が事業年度の中途において当該法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合 その事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間及び分割の日からその事業年度の末日までの期間

四 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合 その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間

五 内国法人である普通法人又は協同組合等で清算中のものが事業年度の中途において継続した場合 その事業年度開始の日か

ら継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度の末日までの期間

六 第四百一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）のうちいずれかの号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度の中途において当該各号のうち他のいずれかの号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合（同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当していた法人がこれらのうちいずれか一にのみ該当することとなつた場合を含む。）その事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度の末日までの期間

七 第四百一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が、事業年度の中途において、国内において新たに第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を開始し、又は当該事業を廃止した場合、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日又は当該事業の廃止の日までの期間及びこれらの日の翌日からその事業年度の末日までの期間（当該事業の開始の日の属する事業年度の中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日までの期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度の末日までの期間）

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

第五十七条 確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が当該欠損金額につき本文の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額（当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文又は次条第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額）を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 8 （略）

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

第六十六条の十三 （略）

2. 3 （略）

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定に規定する特例欠損金額で当該事業年度において生じたものに係る更正（法人税法第二条第四十三号に規定する更正をいう。以下この項において同じ。）は、国税通則法第七十条第二項の規定及び第六十六条の四第十六項の規定にかかわらず、その更正に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）から七年を経過する日まで、することができ。この場合において、同法第七十条第五項及び第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七

十条第五項中「前各項」とあるのは、「前各項及び租税特別措置法第六十六条の十三第四項（欠損金の繰越期間の特例）」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十六条の十三第四項（欠損金の繰越期間の特例）」と、「前条」とあるのは、「前条及び同項」とする。

5）8（略）

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十六条の十四 法人税法第八十一条第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の平成四年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に終了する各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、同法第八十一条第四項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に該当する場合の同法第八十一条第四項に規定する事業年度の欠損金額及び第六十六条の第十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額については、この限りでない。

一 第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として政令で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

二 中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第三項に規定する経営革新のための事業を行う同法第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）で同法第九条第五項に規定する確認を受けたものの同法の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に終了する各事業年度

2）3（略）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（法人等の道府県民税の申告納付）

第五十三条（略）

2（略）

3 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）、第七十四条第一項又は第八十二条の十第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該事業年度開始の前五年以内に開始した事業年度又は当該計算期間開始の前五年以内に開始した計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十一条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）又は第八十二条の十五の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は計算期間分の法人税割の課税標準となる法人税額は、前二項、第九項又は第十項の規定にかかわらず、その超える損金の額が当該事業年度又は計算期間の法人税の計算について同法第五十七条又は第八十二条の三の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるときに限り、前二項、第九項又は第十項の規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算され

た金額がある場合には、政令で定める額を控除した額を限度として、還付を受けた法人税額（以下本項から第五項までにおいて「控除対象法人税額」という。）を控除したものとす。この場合において、控除対象法人税額は、前事業年度又は前計算期間以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

4（略）

（法人等の市町村民税の申告納付）
第三百二十一条の八（略）

2（略）

3 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）、第七十四条第一項又は第八十二条の十第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該事業年度開始の前五年以内に開始した事業年度又は当該計算期間開始の前五年以内に開始した計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十一条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）、又は第八十二条の十五の規定によつて法人税割の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度又は計算期間分の法人税割の課税標準となる法人税額は、前二項、第九項又は第十項の規定にかかわらず、その超える損金の額が当該事業年度又は計算期間の法人税の計算について同法第五十七条又は第八十二条の三の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるときに限り、前二項、第九項又は第十項の規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下本項から第五項までにおいて「控除対象法人税額」という。）を控除したものとす。この場合において、控除対象法人税額は、前事業年度又は前計算期間以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

4（略）

特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）（抄）

（基本理念）

第三条 特殊法人等の改革は、特殊法人等の事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていることにかんがみ、各特殊法人等の組織及び事業について、その事業の本来の目的の達成の程度、その事業を民間にゆだねることの適否、その事業の便益を直接又は間接に受ける国民の範囲及び当該便益の内容の妥当性、その事業に要する費用と当該事業により国民が受ける便益との比較等の観点から、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、国の事業との関連において合理的かつ適切な位置付けを与えることを基本として行われるものとする。